

船橋市立リハビリテーション病院指定管理者募集説明会における質疑内容等について

平成17年11月18日

去る11月7日（月）に開催した「船橋市立リハビリテーション病院指定管理者募集説明会」における質疑内容等を以下のとおり取りまとめたのでお知らせいたします。

【質疑内容】

Q：急性期から維持期への連続的なリハビリテーションの提供ということが書いてあるが、本病院の提供するサービスの範囲をどのように考えたらよいか

A：本病院は、回復期のリハビリテーションに特化した専門病院であり、全病床（一般病床200床）を「回復期リハビリテーション病棟入院料」の対象病床といたします。しかしながら、本病院は公的医療機関として、本市のリハビリテーション医療における中核的な役割を果たすことが求められていることから、急性期及び維持期のリハビリテーション関係者との連携の強化に関すること及びこれらの者に対する研修や助言等についても、本病院の業務と位置付けているところです。詳しくは、募集要項「第3 本病院の役割及び基本的な運営方針」中「1 本病院の役割」（7頁）をご覧ください。

Q：医療機器等の整備に係る資金調達について、市から何かしらの支援があるのか

A：指定管理者のイニシャルコストの負担を軽減する観点から、医療機器等については、必要に応じ予算の範囲内において市が整備することを想定しております。この範囲については、協議の上、最終的には協定書において、市と指定管理者それぞれが整備する範囲について決定する予定です。ただし、市が整備した場合は、減価償却費相当額について「指定管理者負担金」に上乗せして指定管理者からお支払いいただきたいと考えております。また、全病床をオープンするまでの間は、必要に応じ、予算の範囲内で財政的支援を行うこととしております。詳しくは、指定管理者指定条件「第3 業務内容」中「3 開院準備」（8頁）及び「第6 指定に当たっての基本的事項」中「7

指定管理者負担金等」(15頁)をご覧ください。

Q：本病院の職員は市の職員になるのか

A：本病院の運営に必要な職員、例えば、医師、看護師等の職員は指定管理者が採用を行うこととなります。指定管理者が採用した職員は市の職員とはなりません。

Q：病院施設についての変更は可能か

A：すでに実施設計まで終わっており原則として変更はできません。ただし、必要に応じて、指定管理者と協議したいと考えております。

Q：どのような施設を参考にしたのか

A：特に参考にした施設はありません。設計者は、平成16年度に実施した公募型設計プロポーザルにより選定されております。また、この設計者が作成した基本設計案について学識経験者による設計検討委員会において精査していただいております。

Q：指定期間を18年とした根拠は何か

A：指定管理者制度は、市民サービスの向上を図ることを目的として創設されたものであることから、指定期間を有期限とし、指定期間終了後に改めて公募により指定管理者を選定することが求められております。一方で、医療の質の向上や地域の信頼の確保といった観点からは、指定期間はある程度長期とすべきとの要請があることも事実です。他市の事例では30年といった長期のものもありますが、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、本市では指定期間について15年を基本といたしました。今回の指定に当たっては、開院から3年間は段階的に病床を稼働させることとしていることから、フルオープンまでの3年間を加え18年といたしました。

Q：指定期間終了後はどうなるのか

A：指定期間終了後は、改めて公募により指定管理者を選定いたします。その時点で別の法人・団体が次期の指定管理者として選定された場合、現指定管

理者が採用したスタッフや整備した医療機器等の扱いをどうするのかという問題があることは認識しております。この場合、原則として現指定管理者は指定期間終了時において原状回復するものと考えておりますが、具体的には医療の継続性という観点も踏まえ、指定管理者と協議の上、協定書の中で次期指定管理者が別法人・団体となった場合の引継ぎの条件、方法等について定めてみたいと考えております。詳しくは、指定管理者指定条件「第6 指定に当たっての基本的事項」中「2 指定管理者」(14頁)をご覧ください。

Q：病院の運営に当たって、市と指定管理者との関係はどのようになるのか

A：指定管理者制度においては、指定管理者は、市の業務を「代行」するものとされております。医療法上、本病院の開設者は本市であり、管理者として指定管理者を充てるという位置付けとなります。本市と指定管理者との関係については、双方協議の下締結する「協定書」に基づく契約関係であり、医療事故等のリスク負担や医療機器等の整備範囲などについては、この「協定書」により定めることとなります。

Q：医療事故が起こった場合の責任は、市と指定管理者のどちらが負うのか

A：医療事故については、基本的には病院の管理運営に関するものとして指定管理者が責任を負うものと考えておりますが、いずれにせよ、詳細については「協定書」により定めることとなります。

Q：市が整備した医療機器等の所有権はどうなるのか

A：本市が整備した医療機器等の所有権は本市にあり、指定管理者からは、減価償却費相当額を「指定管理者負担金」に上乗せしてお支払いいただくこととしております。詳しくは、指定管理者指定条件「第3 業務内容」中「3 開院準備」及び「4 施設・設備及び備品の維持管理等」をご覧ください。

Q：施設・設備の管理について委託することは認められるのか

A：本病院の管理・運営に当たり、指定管理者が第三者に病院業務の一部を委託することは当然想定しており、法令等の範囲内で委託することは差支えありません。

Q：訓練施設の規模は

A：約1,500㎡です。

**【修正事項】**

募集要項20頁「イ」留意事項」中「事業計画書概要」を「事業計画書」に修正いたします。